

内閣府における取組み

令和6年5月21日

内閣府 地方創生推進事務局



(神奈川県からの要望「働く世代への情報発信」、「テレワークの推進等に係る市町村の取組支援」(デジ田交付金の拡充)について)

- デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する観点から、「デジタル田園都市国家構想交付金」により、各地方公共団体の意欲的な取組を支援。

デジタル田園都市国家構想交付金

デジタル実装タイプ

- デジタル技術を活用し、地方の活性化や行政・公的サービスの高度化・効率化を推進するため、デジタル実装に必要な経費などを支援。

書かない窓口



地域アプリ



遠隔医療



地方創生拠点整備タイプ

- 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。

道の駅に隣接した観光拠点



子育て支援施設



スタートアップ支援拠点



地方創生推進タイプ

- 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援。
 - ・ 地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援（最長5年間）
 - ・ 東京圏からのUIターン促進及び地方の担い手不足対策
 - ・ 省庁の所管を超える2種類以上の施設（道・污水处理施設・港）の一体的な整備

地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ

- 産業構造転換の加速化に資する半導体等の大規模な生産拠点整備について、関連インフラの整備への機動的かつ追加的な支援を創設。

大規模生産拠点
整備プロジェクト

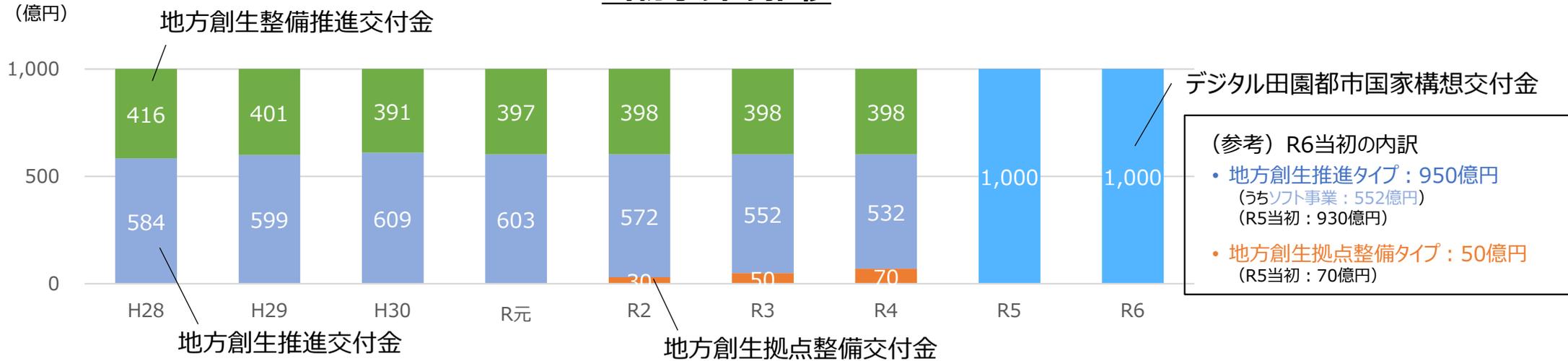
選定

プロジェクト
選定会議

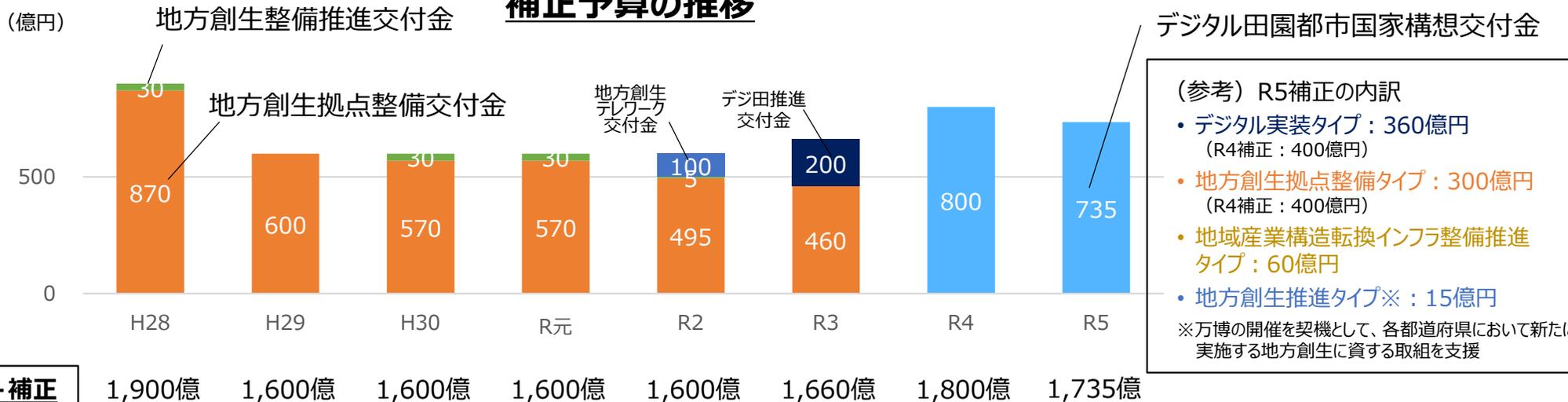
デジタル田園都市国家構想交付金の推移

- R4補正予算において、「デジタル田園都市国家構想交付金」を創設。
- **R6当初：1,000億円／R5補正：735億円**（R5当初：1,000億円／R4補正：800億円）。

当初予算の推移



補正予算の推移



当初+補正

1,900億 1,600億 1,600億 1,600億 1,600億 1,660億 1,800億 1,735億

地方創生推進タイプ^①（先駆型・横展開型・Society5.0型）の概要

➤ 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組など（主にソフト事業）を支援。

＜対象事業例＞ 観光振興、移住促進、ローカルイノベーション、地方創生人材の確保・育成、ワークライフバランスの実現、商店街活性化 等

（注）他の国庫補助金等の対象となる可能性のある事業については、補助率等に関わらず他の国庫補助金等の活用が優先され、本交付金の対象とはしない点に留意。

● 制度概要

- ✓ 地方公共団体において、事業計画期間及び交付上限額に応じて、事業類型（先駆型・横展開型・Society5.0型）を選択可能。
- ✓ 先駆型、Society5.0型の審査にあたっては、事務局審査に加えて、外部有識者による審査を行う。

事業類型	対象	上限額 補助率
先駆型	先駆性の高い 最長5年間の事業	国費：都道府県:3.0億円 中枢中核:2.5億円 市区町村:2.0億円 補助率：1/2
横展開型	先駆的・優良事例の横展開を 図る最長3年間の事業	国費：都道府県:1.0億円 中枢中核:0.85億円 市区町村:0.7億円 補助率：1/2
Society5.0型	地方創生の観点から取り組む、未 来技術を活用した新たな社会シ ステムづくりの全国的なモデルとなる 最長5年間の事業	国費：3.0億円 補助率：1/2

（注1）横展開型（補正予算分）として、「万博の開催を契機として、各都道府県において新たに実施する地方創生に資する取組」を支援。

（注2）新規事業の通常の申請上限件数は、都道府県：4事業、中枢中核都市・市区町村：3事業。一定の条件を満たす事業については、通常の申請上限件数を超える申請を可能とし、最大の申請件数は、都道府県：7事業、中枢中核都市：6事業、市区町村：5事業とする。

評価基準（S～Dの5段階評価）

目指す将来像及び課題の設定

KPI設定の適切性

自立性

デジタル社会の形成への寄与

官民協働

地域間連携

政策・施策間連携

地方創生拠点整備タイプの概要

➤ 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。

地方創生拠点整備タイプの概要

事業類型	対象	上限額（※） 補助率
当初予算分	原則 3 か年度以内 の事業 (最長 5 か年度)	国費: 都道府県15億円 中枢中核都市10億円 市区町村5億円 補助率: 1/2
補正予算分	単年度の事業	国費: 都道府県15億円 中枢中核都市10億円 市区町村5億円 補助率: 1/2

(※) 1 団体当たりの交付上限額 (目安)。高い先駆性や地方創生の波及効果が見込まれる場合には、交付上限額 (目安) を超えて必要な経費を交付できるものとする。

(注 1) 申請上限件数は以下のとおり。
当初予算分: 2023~27年度 (デジ田総合戦略の期間) を通じて1事業
補正予算分: 上限なし

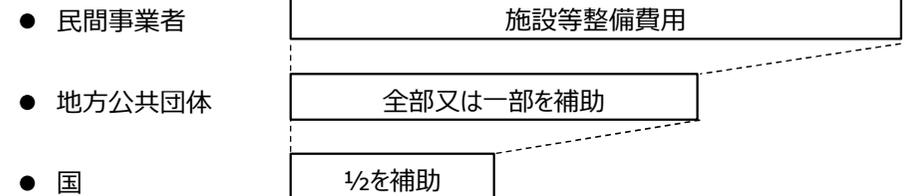
(注 2) 以下の事業については有識者審査を実施。
当初予算分: 全て
補正予算分: 交付額 (国費) 2 億円以上において有識者審査を実施

<拠点整備タイプにおける拡充> R4補正から導入

～民間事業者の施設整備に対する間接補助～

民間事業者等が一定の要件を満たす公共性・公益性を有する拠点施設等を整備する取組に対し、地方公共団体が整備費の全部又は一部を補助した場合に、国が当該補助経費の 1 / 2 ※ を交付することを可能とする。

【支援スキーム】



<支援対象となる施設整備の採択例>

- ・ 移住や生活体験住宅として活用する集合住宅の整備
- ・ 廃校舎を改修しサテライトオフィス、スマート農業体験施設等を整備
- ・ 駅ビル施設の一部を模様替えし官民連携のコワーキングスペースを整備
- ・ 物販、カフェ、セミナースペース等の観光施設の整備 等

※国負担は事業費の 1 / 3 (かつ地方公共団体負担額の範囲内) を上限

(長野県からの要望「国際競争力に資する実証都市圏域での特区等の活用」について)

1. 構造改革特区制度とは

- 地域の特性に応じた規制改革を通じて構造改革を加速させるとともに、地域が自発性をもって規制の特例措置を活用することにより地域の活性化を促進することを目的としており、平成14年に構造改革特別区域法が成立、平成15年1月に「構造改革特別区域基本方針」が閣議決定された。

2. 構造改革特区制度の構成

① 規制の特例措置の提案

民間事業者や地方公共団体を始めとして幅広く受け付け。関係府省庁と調整を行い、規制の特例措置として実現。【措置のメニュー化】

② 特区計画の認定

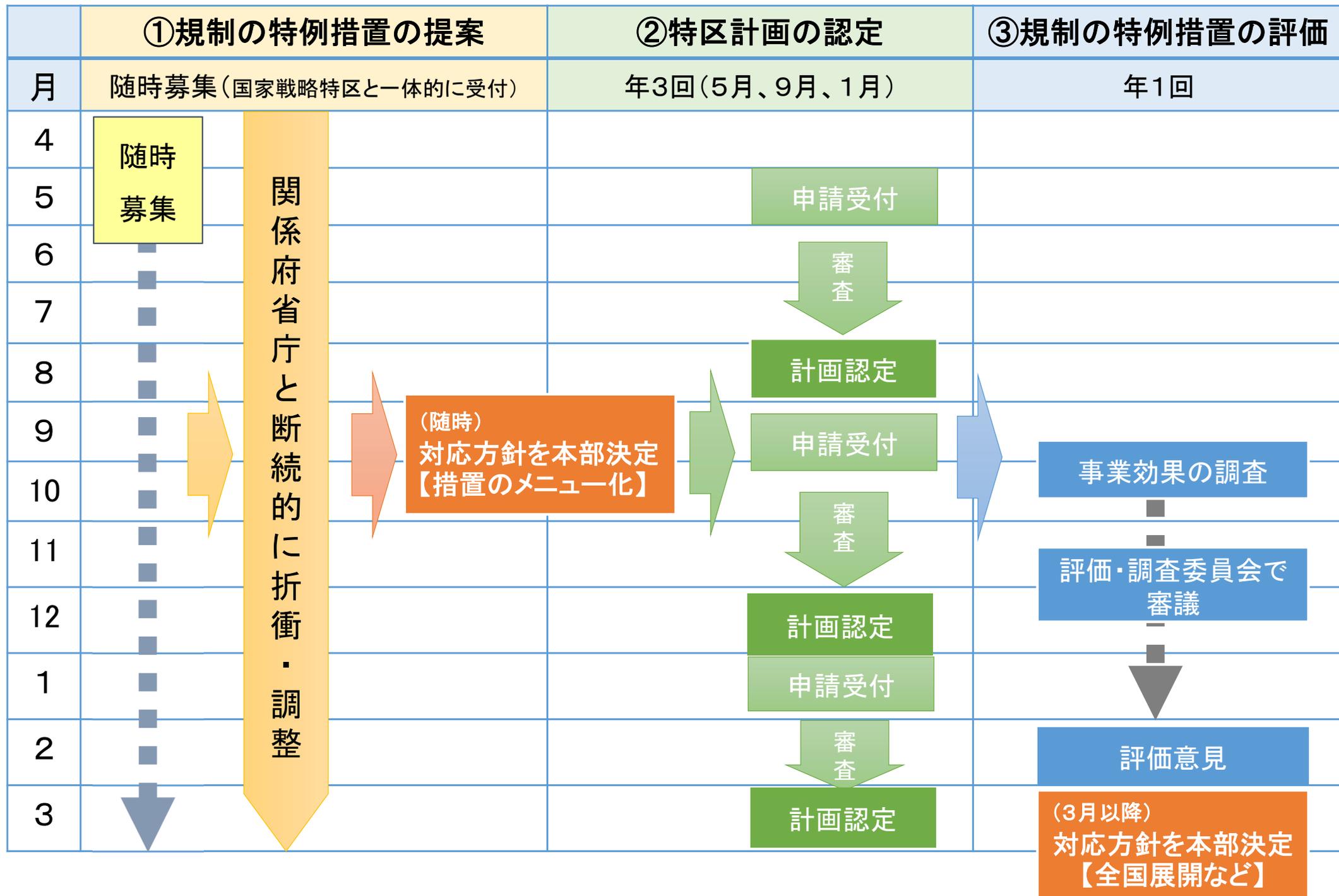
規制の特例措置を活用した事業を行う場合には、地方公共団体がその事業に関する構造改革特別区域計画を作成し、内閣総理大臣が認定。【区域計画の認定】

③ 規制の特例措置の評価

規制の特例措置については、規制改革に伴う弊害が生じていないかなどの観点から、その実施状況について有識者からなる構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において評価。

特段の問題がないものは、原則として全国レベルの規制改革に拡大。【全国展開】

構造改革特区 年度スケジュールイメージ



構造改革特区 主な特例措置

【R6.3現在】

地域限定旅行業における旅行業取扱管理者の要件緩和事業（平成24年度実現）

地域限定旅行業者が選任する旅行業取扱管理者に他業種との兼任を認める特例
【令和3年12月全国展開】



心のふるさと おおくら観光・交流特区（大蔵村）

環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡システム可能化事業（平成16年度実現）

レンタカー型カーシェアリング（自家用自動車共同利用）について、無人の貸渡しシステムを使用できる特例【平成18年3月全国展開】



環境にやさしいカーシェアリング広島特区（広島県）

職業能力開発短期大学の修了者の大学編入学事業（令和4年度実現→認定4件）

職業能力開発短期大学における高度職業訓練であり長期間の訓練課程を修了した者が、大学へ編入学することができる特例



熊本県高度人材育成・確保特区（熊本県）

公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（平成16年度実現→認定72件）

公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする特例【3歳以上は平成22年6月全国展開】



地産地消で豊かな給食特区（清里町）

特産酒類の製造事業（平成20年度実現→認定127件）

地域の特産物である農産物等を原料とした酒類を製造しようとする場合、当該酒類の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない又は引き下げる特例



黒石りんごワイン産業活性化振興特区（黒石市）

特定農業者による特定酒類の製造事業

【どぶろく特区】（平成15年度実現→認定204件）
農家民宿等を営む農業者が自ら生産した米又は果実等を原料として酒類を製造する場合、当該酒類の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない特例



日本のふるさと再生特区（遠野市）

構造改革特別区域研究開発学校設置事業（平成15年度実現）

小学校の英語教育や小中一貫の教育課程の編成など学習指導要領等の基準によらない教育課程の弾力化を認める特例【平成20年4月全国展開】



さいたま市立学校特例特別免許状授与特区（さいたま市）



太田外国語教育特区（太田市）

清酒の製造場における製造体験事業（令和元年度実現→認定5件）

清酒の製造免許を受けている者が、地域の魅力の増進に資する施設において清酒の製造体験を提供する場合、当該体験製造場を既存の製造場と一つの製造場とみなす特例



佐渡・学びの日本酒特区（佐渡市）



【措置メニュー化されたもの】

年度	特定事業(番号)	概要	主な提案者	初の活用自治体
令和5年度	特定法人による農地取得事業(1014)	農地所有適格法人以外の法人も農地等を取得することを可能とする	養父市(兵庫県)	養父市(兵庫県)
令和4年度	職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業(836)	職業能力開発短期大学校における高度職業訓練であり長期間の訓練課程を修了した者で、当該大学に編入学することができる者と同以上の学力があると当該大学が認めるものは、当該大学へ編入学することができる	長野県 熊本県	長野県 熊本県
	国立大学法人による土地等貸付事業(837)	革新的な研究開発成果の社会実装に係る施設整備等を行おうとする者に国立大学法人の土地等の貸付を行う場合は、文部科学大臣の認可を事前の届出をもって代えることができる	つくば市	—
令和元年度	清酒の製造場における製造体験事業(712)	地域の活性化を図ることを目的として、清酒の製造体験を提供する場合には、当該製造場を既存の製造場と一の製造場とみなす	佐渡市(新潟県)	佐渡市(新潟県) 宇佐市(大分県)
	地方公共団体による特定市街化調整区域をその施行地区に含む土地区画整理事業(1231)	地方公共団体による一定の市街化調整区域における土地区画整理事業の施行が可能となる	横浜市(神奈川県)、 川口市(埼玉県)	横浜市(神奈川県)

【新規認定事業】

年度	特定事業	件数
令和5年度【14件】	法人農地取得特区	1件
	市町村教育委員会による特別免許状授与特区	1件
	能開短大から大学への編入特区	1件
	どぶろく特区・ワイン特区	5件
	児童発達支援センター給食外部搬入特区	6件
令和4年度【20件】	どぶろく特区・ワイン特区	13件
	公立保育所・児童発達支援センター給食外部搬入特区	3件
	能開短大から大学への編入特区	3件
	教育特区	1件

総合特区制度の概要

(総合特別区域法(平成23年法律第81号))

(長野県からの要望「リニア駅周辺圏域における企業(研究所含む)立地・設備整備に対する国による補助金」について)

先駆的取組を行う実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集中

- 地域の包括的・戦略的なチャレンジを、オーダーメイドで総合的(規制・制度の特例、税制・財政・金融措置)に支援
- 地域からの規制改革等の提案を受け、特区ごとに設置する「国と地方の協議会」でプロジェクト推進に向け協議

2つのパターンの「総合特区」

①国際戦略総合特区

我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積拠点の形成



②地域活性化総合特区

地域資源を最大限活用した地域活性化の取組による地域力の向上



特例措置・支援措置

(1)規制・制度の特例措置

※特例措置・支援措置は、「国と地方の協議会」の協議を踏まえ、累次追加

○地域の取組に応じ、地域の責任ある関与の下、踏み込んだ規制の特例措置を区域限定で実施
⇒ライフイノベーション、グリーンイノベーション等の本格展開の突破口

○個別の法令等の特例措置に加え、地方公共団体の事務に関し、政省令で定めている事項を条例で定められることとする
⇒ 地方分権を加速する突破口

(2)税制上の支援措置(R6年度税制改正大綱を踏まえ2年間延長)

○国際戦略総合特区

・国際競争力強化のための法人税の軽減(投資税額控除4%~10% 特別償却15%~34%(※)) ⇒ 国際競争力ある産業・機能集積拠点整備

(3)財政上の支援措置:関係府省の予算を重点的に活用。総合特区推進調整費により機動的に補完(R6年度予算 4百万円)

(4)金融上の支援措置:利子補給制度(0.7%以内、5年間)の創設(R6年度予算 3.0億円)

※

令和6年度以前に法人指定した対象資産「機械・装置、開発研究用器具・備品」税額控除率10%特別償却率34% 「建物及びその附属設備並びに構築物」税額控除率5%特別償却率17%
令和6年度以降に法人指定した対象資産「機械・装置、開発研究用器具・備品」税額控除率8%特別償却率30% 「建物及びその附属設備並びに構築物」税額控除率4%特別償却率15%

総合特別区域 第1次指定・第2次指定・第3次指定・第4次指定

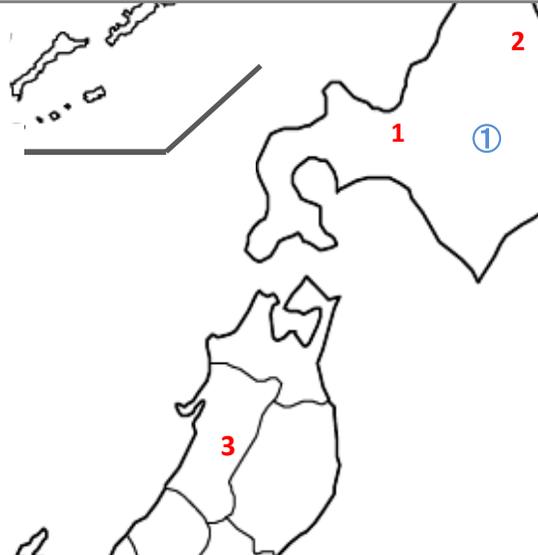
国際戦略総合特区

総合特別区域基本方針において、平成25年10月以降の指定は見合わせることにしている。
 <平成25年3月19日 閣議決定>

地域活性化総合特区

【第1次指定(H23.12.22)】

No.	国際戦略総合特区と地方公共団体の名称
国際1	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区(北海道、札幌市、函館市、帯広市、江別市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町)【令和4年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
国際2	つくば国際戦略総合特区~つくばにおける科学技術の集積を活用したライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進~(茨城県、つくば市)
国際3	アジアヘッドクォーター特区(東京都)
国際4	京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区(神奈川県、横浜市、川崎市)
国際5	アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区(長野県、長野市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、下諏訪町、富士見町、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、松川町、高森町、喬木村、豊丘村、岐阜県、岐阜市、大垣市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、郡上市、海津市、笠笠町、垂井町、神戸町、輪之内町、安八町、大野町、坂祝町、川辺町、御嵩町、静岡県、浜松市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、清水町、愛知県、名古屋市長久寺、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市長久寺、弥富市長久寺、みよし市長久寺、あま市長久寺、豊山市長久寺、大口市長久寺、蟹江町、飛鳥市長久寺、三重県、津市長久寺、四日市長久寺、伊勢市長久寺、松阪市長久寺、桑名市長久寺、鈴鹿市長久寺、亀山市長久寺、いなべ市長久寺、伊賀市長久寺、木曽岬町、東員町、名古屋港管理組合)
国際6	関西イノベーション国際戦略総合特区(京都市、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市)
国際7	グリーンアジア国際戦略総合特区(福岡県、北九州市、福岡市)



【第1次指定(H23.12.22)】

No.	地域活性化総合特区と地方公共団体等の名称
1	札幌コンテンツ特区(北海道札幌市)【平成28年4月1日指定解除(特区からの申請による)】
2	森林総合産業特区(北海道下川町)【令和3年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
3	レアメタル等リサイクル資源特区(秋田県)
4	栃木再生可能エネルギービジネスモデル創造特区(栃木県)【平成31年3月29日指定解除(特区からの申請による)】
5	畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区(群馬県)【平成28年4月1日指定解除(特区からの申請による)】
6	次世代自動車・スマートエネルギー特区(埼玉県さいたま市)【令和2年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
7	柏の葉キャンパス「公民学連携による自律した都市経営」特区(千葉県柏市)【令和4年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
8	持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区(新潟県長岡市)【令和4年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
9	健康長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区(新潟県見附市等)【平成29年3月27日指定解除(特区からの申請による)】
10	とやま地域共生型福祉推進特区(富山県)【平成31年3月29日指定解除(特区からの申請による)】
11	ふじのくに先端医療総合特区(静岡県、山梨県)
12	未来創造「新・ものづくり」特区(静岡県浜松市)【令和4年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
13	次世代エネルギー・モビリティ創造特区(愛知県豊田市)
14	京都市地域活性化総合特区(京都市京都市、京都市)
15	国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区(大阪府、大阪府泉佐野市)
16	あわじ環境未来島特区(兵庫県、兵庫県洲本市、南あわじ市、淡路市)
17	和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区(和歌山県)【令和3年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
18	「森里海連携 高津川流域ふるさと構想」特区(島根県益田地区広域市町村圏事務組合)
19	たたらり山再生特区(中山間地域における里山を活用した市民による地域再生の挑戦)(島根県雲南市)【令和3年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
20	ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区(岡山県)
21	環境観光モデル都市づくり推進特区(広島県)【平成28年4月1日指定解除(特区からの申請による)】
22	尾道地域医療連携推進特区(広島県)【平成28年4月1日指定解除(特区からの申請による)】
23	次世代型農業生産構造確立特区(山口県、山口県光市、柳井市、田布施町)【平成31年3月29日指定解除(特区からの申請による)】
24	かがわ医療福祉総合特区(香川県)【令和4年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
25	西条農業革新都市総合特区(愛媛県西条市)【平成28年4月1日指定解除(特区からの申請による)】
26	東九州メディカルバレー構想特区(大分県、宮崎県)

【第2次指定(H24.7.25)】

No.	地域活性化総合特区と地方公共団体等の名称
27	競争力と持続力を持つ交流6次化モデルの構築特区(山梨県南アルプス市)
28	みえライフイノベーション総合特区(三重県)
29	鳥取発次世代社会モデル創造特区(鳥取県)【平成29年3月27日指定解除(特区からの申請による)】
30	先進的な地域医療の活性化(ライフイノベーション)総合特区(徳島県)
31	中心市街地と田園地域が連携する高松コンパクト・エコシティ特区(香川県高松市等)【平成29年3月27日指定解除(特区からの申請による)】
32	椿による五島列島活性化特区(長崎県五島市等)【平成29年3月27日指定解除(特区からの申請による)】

既に指定を解除した区域
(25特区)



【第3次指定(H25.2.15)】

No.	地域活性化総合特区と地方公共団体等の名称
33	さがみロボット産業特区(神奈川県)
34	ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(静岡県)
35	岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区(AAAシティおかやま)(岡山市)
36	九州アジア観光アイランド総合特区(福岡県等)【令和3年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
37	ながさき海洋・環境産業拠点特区(長崎県、長崎市、佐世保市、西海市)

【第4次指定(H25.9.13)】

No.	地域活性化総合特区と地方公共団体等の名称
38	群馬がん治療技術地域活性化総合特区(群馬県)
39	地域の“ものづくり力”を活かした「滋賀健康創生」特区(滋賀県)【平成30年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
40	奈良公園観光地域活性化総合特区(奈良県)
41	千年の草原の継承と創造的活用総合特区(熊本県阿蘇市等)

	当初指定区域数	既に指定解除した区域数	R6.4.1時点指定区域数
国際戦略総合特区	7	1	6
地域活性化総合特区	41	24	17

税制上の支援措置の概要（設備等投資促進税制（法人税））

国際戦略総合特区内で、指定法人が認定国際総合特区計画に定められた特定国際戦略事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、次のような特別償却又は税額控除ができる措置。（総合特別区域法第26条）

（1）対象事業：総合特別区域法に定められている次の事業のうち、いずれかに該当する場合に限る。

- ①経済社会の活力の向上及び産業の国際競争力の強化に資するもの
- ②地方公共団体が事業を行う法人の経済的負担を軽減するための措置を講ずるもの

（2）対象分野：「環境保全」、「医療」、「産業技術」 ※ 詳細は総合特別区域区域法施行規則に規定

ア. 特別償却又は法人税額の特別控除

対象設備	機械・装置（取得価額が2千万円以上）	※ 令和6年3月31日までに指定を受けた法人の事業実施計画に記載される対象資産については次の率を適用する。 ・特別償却率：34%（建物等は10%） ・税額控除率：10%（建物等は5%）
	開発研究用器具・備品（取得価額が1千万円以上）	
	建物・附属設備・構築物（取得価額が1億円以上）	
特別償却率	取得価額の30%（建物等は、取得価額の15%）	
税額控除率（注1）	取得価額の8%（建物等は、取得価額の4%）	

（注1） 税額控除については、当期法人税額の20%までを限度とする。

イ. 設備等取得の期間

法人指定の日から、令和8年3月31日までの期間

(岐阜県からの要望「本社機能移転をはじめとした企業誘致に関する支援」(財政支援)について)

- デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する観点から、「デジタル田園都市国家構想交付金」により、各地方公共団体の意欲的な取組を支援。

デジタル田園都市国家構想交付金

デジタル実装タイプ

- デジタル技術を活用し、地方の活性化や行政・公的サービスの高度化・効率化を推進するため、デジタル実装に必要な経費などを支援。

書かない窓口



地域アプリ



遠隔医療



地方創生拠点整備タイプ

- 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。

道の駅に隣接した観光拠点



子育て支援施設



スタートアップ支援拠点



地方創生推進タイプ

- 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援。
 - ・ 地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援（最長5年間）
 - ・ 東京圏からのUIターン促進及び地方の担い手不足対策
 - ・ 省庁の所管を超える2種類以上の施設（道・污水处理施設・港）の一体的な整備

地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ

- 産業構造転換の加速化に資する半導体等の大規模な生産拠点整備について、関連インフラの整備への機動的かつ追加的な支援を創設。

大規模生産拠点
整備プロジェクト

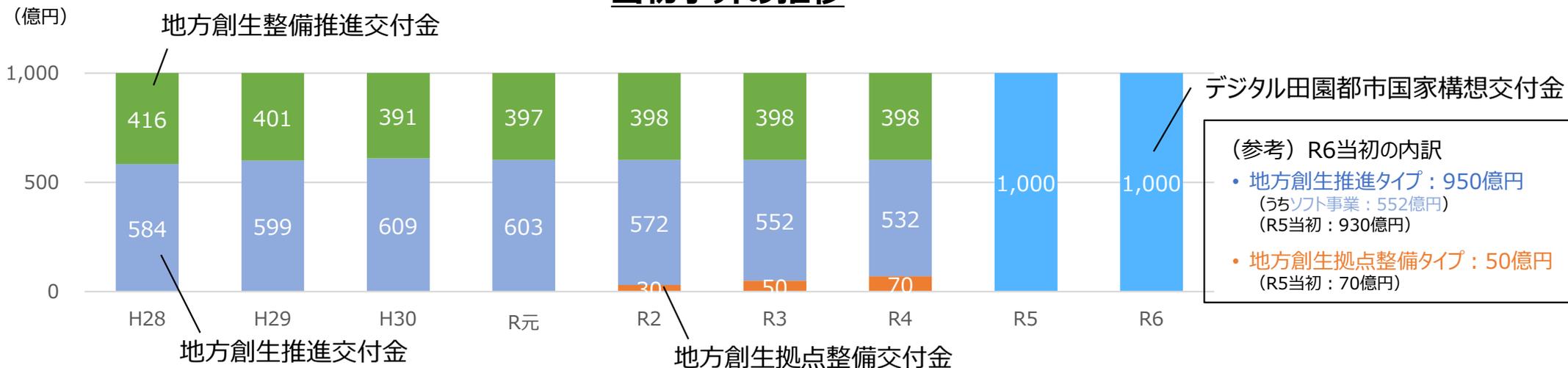
選定

プロジェクト
選定会議

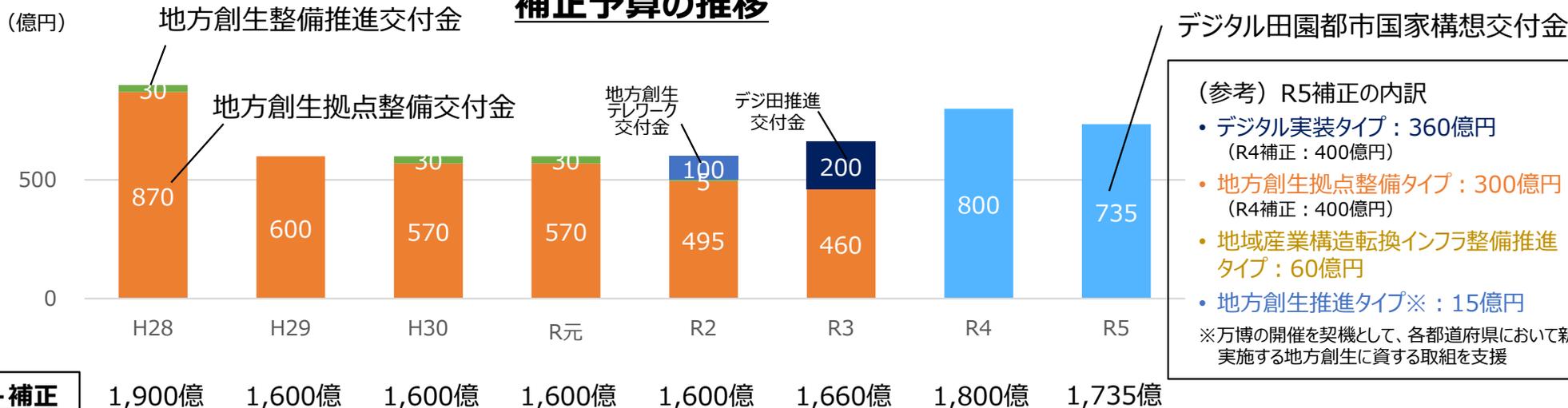
デジタル田園都市国家構想交付金の推移

- R4補正予算において、「デジタル田園都市国家構想交付金」を創設。
- **R6当初：1,000億円／R5補正：735億円**（R5当初：1,000億円／R4補正：800億円）。

当初予算の推移



補正予算の推移



当初+補正

1,900億 1,600億 1,600億 1,600億 1,600億 1,660億 1,800億 1,735億

「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に係る特例措置

制度の概要

地方における雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すため、「地方活力向上地域等」において「特定業務施設※」を整備する事業が地域再生計画に位置付けられている場合、当該事業の実施に関する計画について知事の認定を受けた事業者に対し、**課税の特例等の措置**が講じられる。【2015年度創設】

事業スキーム

(地域再生法(平成17年法律第24号)に基づく)

国
「基本方針」

申請

認定

都道府県/都道府県及び市町村
「地域再生計画」

(地方活力向上地域等特定業務施設整備事業)

申請

認定

事業者
「地方活力向上地域等
特定業務施設整備計画」

特例措置の概要

地方拠点強化税制

① 特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例 (オフィス減税)

認定事業者が特定業務施設の新設又は増設に際して取得等した建物、附属設備及び構築物に係る特別償却又は税額控除



② 特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例 (雇用促進税制)

認定事業者が特定業務施設において新たに雇い入れた従業員等に係る税額控除



③ 認定事業者に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

特定業務施設を新設又は増設した認定事業者について、地方公共団体が当該施設に課すべき**固定資産税等を課税免除又は不均一課税**した場合の減収額に対する地方交付税による補填

④ デジタル田園都市国家構想交付金における弾力化措置 (2020年度～)

物件の賃借、物件の改修、中古物件の取得に対する補助事業が対象 (申請上限を超えた申請が可能)

⑤ 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証業務

認定事業者が行う特定業務施設の整備に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証

⑥ 政府系金融機関 (日本政策金融公庫) による融資制度

認定事業者 (中小企業者) の設備・運転に必要な資金を長期かつ固定金利で融資

①・② 地方拠点強化税制の概要

- 地方における雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すため、平成27年度に創設。地域再生法に基づき、地方において事務所等の特定業務施設を整備する企業（東京23区→地方／地方→地方／地方での拠点整備）に対し、オフィスの取得価額や雇用者増加数に応じた税額控除等を措置するもの。

特定業務施設

事務所※



研究所



研修所



※ 本税制の対象となる事務所は、調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、商業事業部門（一部）、情報サービス事業部門、サービス事業部門（一部）のために使用されるもの。

移転型

地方移転の促進



東京23区

東京23区からの
特定業務施設の
移転

※ 首都圏の一部は対象外

or

拡充型

地方⇒地方への移転



地方拠点の整備

地方における
特定業務施設の
拡充

※ 首都圏、中部圏、近畿圏の一部は対象外

地方拠点 強化税制

① **オフィス減税**：
建物等の取得価額に対して税額控除等

and/or

② **雇用促進税制**：
増加した従業員に対して税額控除

税額控除 **7%** (移転型) / **4%** (拡充型)

or

特別償却 **25%** (移転型) / **15%** (拡充型)

税額控除 **最大 90万円** (移転型) / **最大 30万円** (拡充型)
(1人当たり) (3年間で**最大170万円**)

※ 税制措置以外に、固定資産税等の減免に対する減収補填措置やデジ田交付金の弾力化措置等が活用可能。

(参考) 支援対象地域等

白色:
「地方活力向上地域」の対象となり得る地域

青色:
「準地方活力向上地域」の対象となり得る地域

赤色: 東京23区

黄色: 首都圏整備法の
既成市街地及び近郊整備地帯
※東京23区を除く



首都圏整備法で定める
既成市街地及び近郊整備地帯

赤色	○東京23区
黄色	○東京都(武蔵野市、三鷹市、八王子市、立川市等) ○神奈川県(横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市等) ○埼玉県(川口市、川越市等) ○千葉県(千葉市、市川市等) ○茨城県(龍ヶ崎市、取手市等)



首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令で定める区域

青色	○愛知県 (名古屋市の特定の区域) ※移転型事業に限り、対象地域
----	---



近畿圏整備法で定める既成都市区域

青色	○大阪府(大阪市の全域、守口市・東大阪市・堺市の特定の区域) ○京都府(京都市の特定の区域) ○兵庫県(神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の特定の区域) ※移転型事業に限り、対象地域
----	---

◆ 移転型事業

東京23区から地域再生計画に記載された地方活力向上地域又は準地方活力向上地域への特定業務施設の移転

◆ 拡充型事業

地域再生計画に記載された地方活力向上地域における特定業務施設の整備

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の実績・事例について

認定件数・雇用創出数（令和6年3月末現在※）

※ 令和6年4月15日までに都道府県から情報提供を受けたもの

【認定件数】： **698件**（移転型事業 70件、拡充型事業 628件）

【雇用創出数】： **30,812人**（移転型事業 1,505人、拡充型事業 29,307人）（注）新規採用者と、他の事業所からの転勤者の合計

移転型の認定事例

株式会社シャフト（静岡県静岡市）

令和4年度認定

TVや劇場作品を中心としたアニメーション制作・企画業務を主として行う。

S H A F T
ANIMATION STUDIO



- 設立 1975年9月1日
- 資本金1,000万円
- 従業員105人（2023年2月現在）
- 売上高13.1億円（2021年3月末）

移転したのは・・・

事務所 情報サービス事業部門

東京から新スタジオ（事務所）を静岡市に新設

- **市内初のアニメ制作会社の進出。**
- 国内アニメ制作会社の9割が一都三県に集中しており、**地方でのアニメ人材育成に課題**を感じていた。
- **仕事環境と生活環境**の両面から見て**移転先を静岡市に決定。**
- **静岡市の補助制度**（宿泊費・交通費の補助）も活用。
- 3名が東京から異動し、新卒2名も入社したため、**5名の雇用創出**があった。なお、来年度も新規入社予定。

移転型の認定事例

ウェルネット株式会社（北海道札幌市）

令和2年度認定

マルチ決済サービスやコンビニ収納代行サービス等を展開



- **耐震性改善**や**優秀なIT人材等を確保**するため、創業の地たる札幌に本社機能の一部を移転し、**新社屋を整備。**

移転したのは・・・

事務所 その他管理業務部門

拡充型の認定事例

ダイト株式会社（富山県富山市）

平成27年度認定

ジェネリック原薬等の生産、医薬品の製造事業等を展開



- 既存の製剤棟と合わせ、原薬等の研究開発**体制の整備・強化**を図るため**「R&Dセンター」を整備。**

新設したのは・・・

研究所

③認定事業者に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置 (企業の地方拠点強化に係る地方交付税による減収補填措置)

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者に対し、地方公共団体が地方税の減税を行った場合に、地方交付税により、補填措置を講じる。

※適用期間を**2年間延長**(令和8年3月31日まで)、対象となる施設に**子育て支援施設を追加**する。

	移転型事業	拡充型事業														
対象地域	首都圏の既成市街地等以外の地域	三大都市圏の既成市街地等以外の地域														
対象となる地方公共団体(財政力要件)	<table border="0"> <tr> <td>[都道府県]</td> <td>[市町村]</td> </tr> <tr> <td>・ ~0.52未満 : 3/4補填</td> <td>・ ~0.64未満 : 3/4補填</td> </tr> <tr> <td>・ 0.52~0.69未満 : 1/2補填</td> <td>・ 0.64~0.79未満 : 1/2補填</td> </tr> <tr> <td>・ 0.69~0.85未満 : 1/4補填</td> <td>・ 0.79~0.93未満 : 1/4補填</td> </tr> </table>	[都道府県]	[市町村]	・ ~0.52未満 : 3/4補填	・ ~0.64未満 : 3/4補填	・ 0.52~0.69未満 : 1/2補填	・ 0.64~0.79未満 : 1/2補填	・ 0.69~0.85未満 : 1/4補填	・ 0.79~0.93未満 : 1/4補填	<table border="0"> <tr> <td>[都道府県]</td> <td>[市町村]</td> </tr> <tr> <td>・ ~0.47未満 : 3/4補填</td> <td>・ ~0.63未満 : 3/4補填</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 0.63~0.74未満 : 3/8補填</td> </tr> </table>	[都道府県]	[市町村]	・ ~0.47未満 : 3/4補填	・ ~0.63未満 : 3/4補填		・ 0.63~0.74未満 : 3/8補填
[都道府県]	[市町村]															
・ ~0.52未満 : 3/4補填	・ ~0.64未満 : 3/4補填															
・ 0.52~0.69未満 : 1/2補填	・ 0.64~0.79未満 : 1/2補填															
・ 0.69~0.85未満 : 1/4補填	・ 0.79~0.93未満 : 1/4補填															
[都道府県]	[市町村]															
・ ~0.47未満 : 3/4補填	・ ~0.63未満 : 3/4補填															
	・ 0.63~0.74未満 : 3/8補填															
補填対象	[課税免除・不均一課税] 事業税(3年間)、不動産取得税、固定資産税(3年間)	[不均一課税] 不動産取得税、固定資産税(3年間)														
補填率 (※補填対象となる減税率の上限)	事業税 1/2(1年目)、1/4(2年目)、1/8(3年目) 不動産取得税 10/10 固定資産税 4/4(1年目)、3/4(2年目)、2/4(3年目)	不動産取得税 10/10 固定資産税 3/3(1年目)、2/3(2年目)、1/3(3年目)														
対象施設等	土地、建物、構築物、機械装置	同左														
取得価額要件	3,800万円以上(中小企業は1,900万円以上)	同左														

④ デジタル田園都市国家構想交付金における弾力化措置

- 整備計画の認定事業者に対して、**地方公共団体が、物件の改修、中古物件の取得、物件の賃借に係る補助を行う場合、デジ田交付金の活用が可能。**改正地域再生法の施行（令和6年4月19日施行）により、対象に子育て施設も追加。

● デジ田交付金の弾力措置のための適用要件

1. **申請主体は都道府県（※1）に限り、横展開型（最長3年間、国費上限額（都道府県）1億円）で申請を行うこと。**
（※1）都道府県と域内の市区町村の広域連携事業の申請も可能
2. **認定事業者（※2）と連携して、地域への高い波及効果又は地域課題解決に資する効果が生まれる事業であること。**
KPIの1つに、「認定事業者の県外からの転勤者又は新規の常時雇用者の合計」を設定すること。
（※2）地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（「整備計画」）の認定を受けている又は受ける事業者
（※3）デジ田交付金の「申請時」に整備計画（案でも可）を添付すること（「交付決定」までには整備計画の成案を得ること）
3. **認定事業者に対し、特定業務施設の整備を補助する場合、認定事業者に応分の負担を求めると**（認定事業者の負担割合は地方公共団体の裁量で設定可能）。**物件の改修、中古物件の取得、賃借のみを補助対象とし、当該整備がソフト事業と併せて実施される場合に限ること。**認定事業者に対する補助上限額は以下の通りとすること。

- **物件の改修、中古物件の取得に係る国負担の上限額は以下の通りとする。**

- 移転型：認定事業者の整備費用の7%（かつ地方公共団体負担額の範囲内）
- 拡充型：認定事業者の整備費用の4%（かつ地方公共団体負担額の範囲内）

（※4）「交付対象事業におけるハード事業経費内訳」に所要額を計上すること。

（※5）例えば、移転型の認定事業者の物件の改修費用が2,000万円で、地方公共団体の補助全てが交付対象経費のケース。

▶地方公共団体が400万円補助する場合、国の交付額は140万円。

▶地方公共団体が200万円補助する場合、国の交付額は100万円。

- **物件の賃借に係る補助率は50%を上限とする**とともに、特定業務施設の賃借後2年間の経費に限ること。

（※6）「交付対象事業におけるソフト事業経費内訳」に所要額を計上すること。

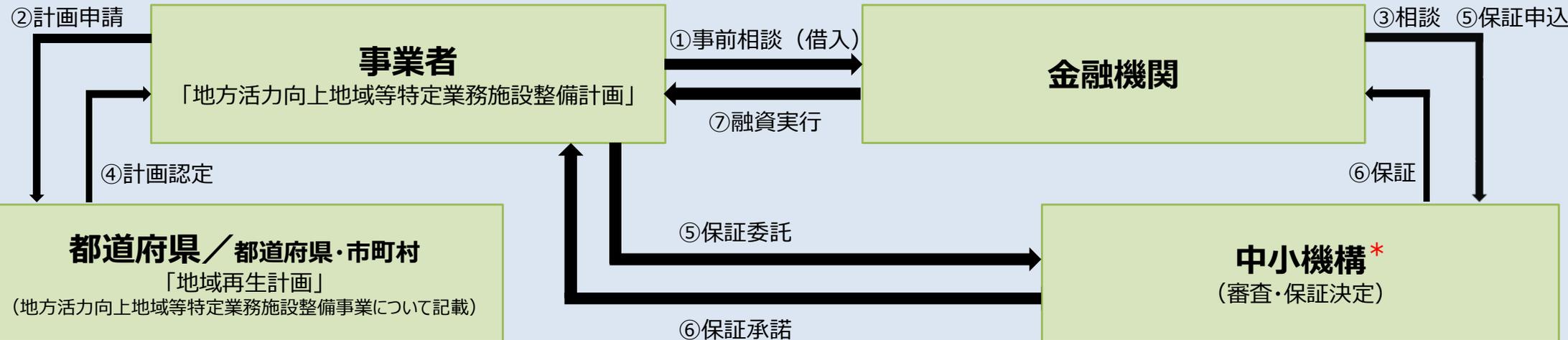
● 認定事業者	特定業務施設の整備費用
● 地方公共団体	一部を補助
● 国	1/2を補助

- 物件の改修、中古物件の取得は、**地方公共団体の裁量で補助率を設定可能。**
（国負担は、移転型：7%、拡充型：4%が上限）
- 物件の賃借は、**50%・賃借後2年間**を上限

⑤ 中小企業基盤整備機構による債務保証制度

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者は、当該計画の実施に必要な資金を調達する際、中小企業基盤整備機構の債務保証を受けることができる。

◆ スキーム



* 中小機構の債務保証の審査は、都道府県知事による地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定審査とは別に行います。

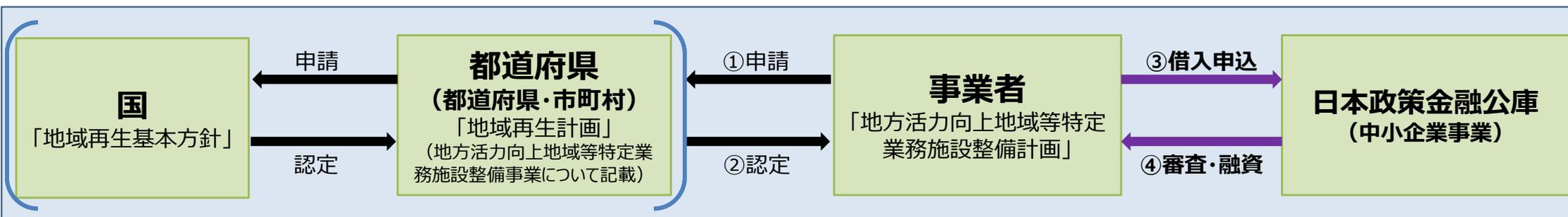
◆ 保証条件

対象事業者	地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた者であって、信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの
保証限度	15億円
保証割合	借入元本の30%
保証期間	10年以内（必要に応じて3年以内で据置期間設定可能）
保証料	年0.3%（無担保扱いの場合は年0.4%）・1年毎前払い
資金用途	認定計画で認められた用途のうち設備資金
担保	原則として徴求（保証金額の50%以上の担保で有担保として取扱い）
保証人	原則として代表者の個人保証を徴求。 貸付金融機関が徴求していない場合は免除可能。 なお、経営者保証に関するガイドラインの趣旨を尊重し対応。

⑥ 日本政策金融公庫による融資制度

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者（中小企業者）は、当該計画の実施に必要な資金を調達する際、長期かつ固定金利で日本政策金融公庫から融資を受けることができる。

◆ スキーム



◆ 地域活性化・雇用促進資金〈地方活力向上地域等特定業務施設整備計画関連〉の制度概要

貸付対象	地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた者	
資金使途	設備資金及び長期運転資金	
貸付期間	設備資金	20年以内（うち据置期間2年以内）
	長期運転資金	7年以内（うち据置期間2年以内）
貸付限度	7.2億円（うち運転資金2.5億以内）	
貸付利率	基準利率。ただし、設備資金については、2.7億円を限度として特別利率③とする。	

(岐阜県からの要望「観光振興に関する継続的な支援(財政支援の拡充)」について)

- デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する観点から、「デジタル田園都市国家構想交付金」により、各地方公共団体の意欲的な取組を支援。

デジタル田園都市国家構想交付金

デジタル実装タイプ

- デジタル技術を活用し、地方の活性化や行政・公的サービスの高度化・効率化を推進するため、デジタル実装に必要な経費などを支援。

書かない窓口



地域アプリ



遠隔医療



地方創生推進タイプ

- 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援。
 - ・ 地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援（最長5年間）
 - ・ 東京圏からのUIターン促進及び地方の担い手不足対策
 - ・ 省庁の所管を超える2種類以上の施設（道・污水处理施設・港）の一体的な整備

地方創生拠点整備タイプ

- 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。

道の駅に隣接した観光拠点



子育て支援施設



スタートアップ支援拠点



地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ

- 産業構造転換の加速化に資する半導体等の大規模な生産拠点整備について、関連インフラの整備への機動的かつ追加的な支援を創設。

大規模生産拠点
整備プロジェクト

選定

プロジェクト
選定会議